

MINI DISGLOSURE 2011

J A 山梨 信 連から ら お 知ら せ

## لA山梨信連

## 社会的責任•地域貢献

当会は，山梨県を事業区域として，地元のJA等が会員となって，お互いに助け合い，お互いに発展 していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに，地域経済の活性化に貢献する地域金融機関です。

当会の資金は，その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切 な財産である貯金を源泉としております。当会では，資金を必要とする農家組合員のみなさま方や， JA•農業に関連する企業•団体および，県内の地場企業や団体，地方公共団体などにもご利用いただ いております。

当会は農家組合員のみなさまの経済的•社会的地位の向上を目指し，JAとの強い絆とネットワーク を形成することにより，JA信用事業機能強化の支援を行うとともに，地域社会の一員として地域経済 の持続的発展に努めております。

## 

| 資格 | 会員数 | 出資金 | （うち後配出資金） |
| :---: | :---: | ---: | :---: |
| 正会員 | 15 | 15,400 | $(10,366)$ |
| 准会員 | 18 | 2 | - |
| 合 計 | 33 | 15,402 | $(10,366)$ |

## 

県内JAやその関係諸団体をはじめ，組合員•地域 のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金•定期積金のほか，国債，外貨預金等さまざまな商品を取り揃えています。

## 地域への資金倛給扰沅

県内JAやその関係諸団体への融資をはじめ，組合員•地域のみなさまの暮らしや農業者•事業主のみな さまの必要な資金をご融資しています。



|  | 平成23年3月末 | 平成23年9月末 | 增 減 |
| :--- | ---: | ---: | ---: |
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権（1） | 14 | 16 | 1 |
| 危険債権（2） | 185 | 249 | 64 |
| 要管理債権（3） | - | - | - |
| 金融再生法分類債権総額 <br> （4）＝（1）＋（2）＋（3） | 200 | 265 | 65 |
| 保全額（5）＝（6）＋7） | 200 | 265 | 65 |
| 担保•保証等による保全額（6） | 64 | 121 | 56 |
| 貸倒引当金（7） | 135 | 144 | 8 |
| 保全率（5）／（4） | $100 \%$ | $100 \%$ | $0 \%$ |
| 正常債権（8） | 71,066 | 72,470 | 1,404 |
| 総与信額（4）＋（8） | 71,266 | 72,736 | 1,470 |
| 金融再生法開示債権の比率（4）／4）＋（8） | $0.28 \%$ | $0.37 \%$ | $0.09 \%$ |
|  |  |  | （単位：百万円） |



## 

| 区 | 平成23年3月末 | 平成23年9月末 | 増 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | 減

（注）1．（破䋉先債権）
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 （貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに揭げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2．（延滞债権）
末収利息不計上貸出金であって，破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猫予した貸出金以外の貸出金です。
3．〔3力月以上延滞債権〕
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4．〔貸出条件緩和債権）
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として，金利の減免，利息の支払併予，元本の返済猶予，債潅放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権，延滞責潅及び3力月以上延滞債権に該当しないものです。

## 単体自己資本此要空（国内基漼適用）

自己資本比率の推移（\％）

（注）［自己資本比率］
保有する資産に対する自己資本の割合で，経営の健全性•安全性を表す重要な指標です。
平成10年4月から施行された「早期是正措置」により，「国際統一基準」では8 $\%$ 以上，「国内基準」では $4 \%$ 以上の自己資本比率を維持することが義務づけられ ております。当会は「国内基準」の $4 \%$ を大きく上回る水準にあります。

|  |  |  |  |  |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 平成22年3月末 | 平成22年9月末 | 平成23年3月末 | 平成23年9月末 |
| 貯金残高 | 386,926 | 428,607 | 396,291 | 430,718 |
| 貸出金残高 | 70,845 | 71,937 | 70,793 | 72,285 |
| 預け金残高 | 242,480 | 250,613 | 256,503 | 318,070 |
| 有価証券残高 | 81,448 | 81,256 | 79,369 | 79,837 |
|  |  |  | （単位：百万円） |  |



県内JAやその関係諸団体，組合員•地域のみなさまか らの貯金をお預かりしています。



安全性•流動性を重視し，農林中央金庫への預金により運用を行っています。

省出金雃高（百万円）

$J A \cdot$ 農業に関する企業•団体，県内地場企業や地方公共団体および組合員や地域のみなさまの各種資金ニー ズに対応するためにご融資を行っています。



国債をはじめとする債券への投資などにより安全かつ効率的な運用を行っています。

## 有価証券等時価情報

|  | 平成23年3月末 |  |  | 平成23年9月末 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 種 類 | 取得価格 | 時 価 | 評価損益 | 取得価格 | 時 価 | 評価損益 |
| 売買目的 | － | － | － | － | － | － |
| 満期保有目的 | 68，790 | 73，884 | 5，093 | 69，025 | 73，361 | 4，336 |
| その他 | 11，140 | 10，578 | $\triangle 561$ | 12，108 | 10，811 | $\triangle 1,296$ |
| 合計 | 79，931 | 84，463 | 4.532 | 81，133 | 84，173 | 3，039 |
| ※本表記載の有価踣券の | 末日における市場 | 基づく時唒により | であります。 |  |  | （単位：百万 |

## JA山梨信連の制度蠤資

農業専門金融機関として地域農業の発展のために，
国•県等の政策に基づく以下のような制度融資を取り扱っております。

| 資金の種類 | 資金のご利用条件 |
| :---: | :---: |
| 農業近代化資金 | 担い手農業経営者が前向き投資をする際にご利用いただける資金です。 |
| 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） |  |
| 農業改良資金 |  |
| 経営体育成強化資金 | 担い手向けの前向き投資及び償還負担軽減のための資金です。 |
| 就農支援資金 | 新規に就農する方が，農業経営開始時の機械•設備投資にで利用いただける資金です。 |

地域のみなさまの生活支援のために，
国•県等の政策に基づく以下のような制度融資を取り扱っております。

| 資金の種類 | 資金のご利用条件 |
| :---: | :---: |
| 国の教育ローン［日本政策金融公庫（国民生活事業）$]$ | ご家族の方の進学や在学の際にご利用していただける資金です。 |

## JA山梨信連の取り組で

## 各種農業関連イベントへの参加

県內の農畜産物を消費者により身近に感じてもらうよう，「味のワンダーランドやまなし」をイメージした果実•野菜の即売会の開催，また「山梨県農業まつり」等農業関係イベントへの積極的な参加活動。

JAバンクは，JAバンク会員（JA•信連•農林中金）で構成するグループの名称です。組合員•利用者のみなさまに，便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう，JAバンク会員の総力を結集し，実質的にひとつの金融機関として活躍する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は，「破綻未然防止システム（JAバンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業推進（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。
JAバンクシステム


## 農林中金への

指導権限の付与など
## 再編強化法…（農林中央金庫及び特定農水産業劦同組合等による信用事業の再編及び強化に閉する法律）

## JA山梨信連

山梨県信用農業協同組合連合会
〒400－8530 山梨県甲府市飯田一丁目1－20
TEL 055－223－3514
http：／／www．jabank－yamanashi．or．jp／
JAバンク山梨
http：／／www．jabank－yamanashi．net／

